

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第

卷九十二第

行發日一月十年四和昭

論叢

百貨店稅論

法學博士 神戶 正雄

我國^{に於ける}生命保險業の首唱 其先驅

文學博士 三浦 周行

經濟靜學と經濟動學

文學博士 米田庄太郎

時論

地租の改正を論ず

經濟學博士 沙見 三郎

說苑

景氣變動と日本資本主義の發生

經濟學士 谷口 吉彦

預金通貨の造出^{するに關する}通説と新説

經濟學士 小川福太郎

明治政府の貸附金

經濟學士 吉川 秀造

雜錄

獨逸農業の現状

經濟學士 八木芳之助

「獨立財源」の意義に就て

經濟學士 中川與之助

經濟統計^{に關する}國際條約に就て

經濟學士 有井 治

禁漁制度について

經濟學士 岡本 清造

近着外國經濟雜誌主要論題

明治政府の貸附金 (一)

吉川 秀 造

目次

- 一、貸附金の意義及性質
- 二、貸附金の目的 (以上本號掲載)
- 三、貸附金の内容
- 四、別途會計の貸附金
- 五、貸附金の整理
- 六、貸附金の收支
- 七、貸附金の效果

一 貸附金の意義及性質

徳川幕府倒れて明治政府起るや新政府は盛んに舊弊の打破を唱へ新政の皇張に努めたが、一而に於ては又舊幕府の制度や施設にして新政府に依り繼承せられ維持せられたものも少くはなかつた。蓋し三百年の長き沿革を有する徳川幕府の諸制度を維新忽卒の間に於て各方面に亘つて一舉にして覆す事は事實上不可能でもあり、且又未だ基礎の強固ならざる新政府が因襲に泥める人民

の生活に急激なる變動を與ふる如きは政策上よりするも不得策であつた事等は其の有力なる理由であらうが、又之と同時に明治政府が徳川氏の善政良法は進んで之を繼承すると云ふ態度を持した事も其の理由の一に數へ得られるであらう。本稿に於て述べんとする明治政府の貸附金の如きも斯かる諸理由に基いて新政府に依り繼承せられた徳川氏の施設の一つである。徳川幕府の貸附金は甚だ複雑であつた。今其の詳細を研究する事は元より本稿の目的とする所ではないが、其の概略を述べれば先づ貸附の機關として江戸馬喰町御用屋敷、猿屋町會所、町奉行、勘定奉行、地方の奉行又は代官等あり、此等が官金の貸附を行つたのであるが、その貸附を受ける者は諸侯、旗本其他の武士、特殊の社寺及び天領の諸民に止まつたものと思はれ、而して馬喰町御用屋敷及勘定奉行は主として諸侯旗本に對する貸附を行ひ、庶民に對する貸附は奉行又は代官が之に當り、又猿屋町會所の如きは旗本に對して一時的に公金の貸附を行つたものと思はれる。而して其の貸附の目的を見るに諸侯旗本に對するものは大抵此等の諸侯旗本が自己の財政窮乏を救ふ爲めか、又は領地内の救恤若くは殖産の爲めに拜借を請ふものであり、又庶民に對する貸附は主として所謂御救貸と稱せられるものであつて、即ち災害兇荒等の際に於ける夫食・種粃・農具代・小屋掛料の貸附か、或は又荒地起返・小兒養育料等の貸附であるが、此の外尙ほ漁場・鹽場・開墾地・宿驛場等に對する助成貸附も多少行はれた。以上の如き幕府の官金貸附の外に各藩に於て諸侯は領内の諸民に貸附を行つた。而して其の貸附は勿論災害の救済を目的とするものが多かつたが、此の外又國產會所又は物產會所を設けて自國の物産の生産及販賣に努め、其の製造者に對して資金

1) 國史大辭典、581頁。古事類苑、政治部第四、571頁以下。日本財政經濟史料第六卷。

の貸附を行ふ等産業の保護獎勵を目的としたものも少くはなかつた。²⁾

明治政府の貸附金が以上の如き徳川時代の貸附金の精神を繼承したものである事は云ふ迄もない事であるが、然し之を全然踏襲したものでない事はこの兩者の特質を比較して見れば明かに分るのである。今右に述べた所によつて徳川幕府の貸附金の主なる特質を見るに、之に就いて先づ考へられる事は徳川幕府の貸附金が直接諸民に對して貸附けられた分は極めて少く、多くは大名・旗本・遠國奉行・代官・社寺等に貸附けられたと云ふ事であり、次には又幕府の貸附金には救助貸・助成貸が其の大部分を占め、直接勸業の爲めに貸附けられたのは極めて小部分であつた事である。徳川幕府の貸附金に就いて更に注意すべき事は其の貸附金額の少なかつた事である。幕府の貸附金が年々幾何支出せられたかは勿論詳細に知る事を得ないが、今吹塵録に掲げられた天保十四、弘化元兩年の幕府の歳計より貸附金の性質を有すと認められる支出を集計するも兩年共十萬兩に達せない。³⁾勿論年に依つて其の支出額に相異はあつたであらうが、大體に於てこれ位の程度であつた事は右に依つて判るのである。

(註) 天保十四年に於ける貸附金は夫食種貸農具代御救其外小屋掛拜借、荒地起返小兒養育料其外拜借、諸拜借、金座積金御貸附元利金之内金座渡、銀座永積手當御貸附元利金之内銀座渡、御前貸其外御取替金、猿屋町會所別段御貸附金の諸科目を合せて金九萬五千七百六十一兩三分と銀九十二貫九匁九分であり、弘化元年の貸附金の合計は金九萬七千二百四十四兩二分と銀三十八貫六百四十八匁五分である。但し弘化元年の貸附金の科目中には猿屋町會所別段御貸附金が無くして馬喰町御貸附金と御下ヶ金なる科目が存する。⁴⁾

然るに明治政府の貸附金に就いて見るに、其の貸附の對象となりしものは多くは諸民若くは其

2) 横井時冬、日本工業史、69、70頁。加部殿夫、於村呂我中、612頁以下。芳賀八彌、山利公正、216頁。

3) 吹塵録(海舟全集第四卷)、169—171頁。

4) 同上、185—187頁。

の團體であつて、諸藩主其の他の支配階級に對する貸附は、明治元年及二年に諸藩に太政官札を貸附けたのを除けば他に見當らない。更に明治政府の貸附金の最も著しい特質をなすものは其の貸附の目的が主として勸業の方面に在つた事である。勿論明治政府も後に述ぶる如く徳川氏の救助貸附の方法を踏襲して窮民救済の爲にも貸附を行つたのであるが、斯かる種類の貸附は明治政府の積極政策よりすれば最早大して重要なるものではなく、明治政府の貸附金に於ては直接或は間接に殖産興業の目的を有する貸附が其の大部分を占めるに至つたのである。而して斯かる種類の貸附は幕府の制度よりは寧ろ各藩の物産會所の精神を繼承したものと云ふ事が出来る。尙明治政府の貸附金が其の數額の上に於て徳川時代のそれと比較にならない事は後に掲ぐる所の表を見すれば明かなる所である。之を要するに明治政府の貸附金の方針は大體に於て舊幕時代のものに繼承したるものと云ふ事が出来るのであるが、而も全然その儘之を踏襲したものではなく、維新革命の成就に伴ふ社會的及經濟的變動に應じ又明治政府の採用した積極的經濟政策に基き新政府は舊來の貸附以外の目的にも貸附を行ふ必要を認むると同時に、更に舊來よりも一層秩序的徹底的に之を行ふの必要をも認むるに至つたのである。斯の如くにして貸附金は明治政府の最重要政策たる産業保護政策とは極めて密接なる關係があり、從つて明治初年の財政上に於ける地位も甚だ重要なものがあつたのである。今試みに明治元年以降十三年に至る間に毎年度支出せられし各種貸附金の總額を歲出總額と比較對照すれば左表の如くである。

5) 歲入歲出決算報告書に據り作成す。但し明治十二年度及十三年度の貸附金總額は、大藏卿年報書の數字に據つた。

説苑 明治政府の貸附金

第二十九卷 五九〇

第四號 一一八

期	次	歳出總額	貸附金總額	歳出總額ニ對スル割合
第一期	自明治三年十二月 至明治元年十二月	三〇、五〇五、〇八五	一八、四四三、五八一	六、〇四
第二期	自明治二年九月 至明治二年九月	二〇、七八五、八三九	四、九二三、一五九	二、三六
第三期	自明治二年十月 至明治三年十月	二〇、一〇七、六七二	九七七、二四四	〇、四八
第四期	自明治四年九月 至明治四年九月	一九、二三五、一五八	一、二〇五、八三四	〇、六二
第五期	自明治五年十月 至明治五年十月	五七、七三〇、〇三四	四、九八二、三七四	〇、八六
第六期	自明治六年十一月 至明治六年十一月	六二、六七八、六〇〇	六九九、五五八	〇、一一
第七期	自明治七年十二月 至明治七年十二月	八二、二六九、五二八	一、五八一、八五九	〇、一五
第八期	自明治八年一月 至明治八年一月	六六、一三四、七七二	二、四三五、九二一	〇、三六
明治八年度	自明治八年七月 至明治八年七月	六九、二〇三、二四二	二、九六五、八九六	〇、四二
明治九年度	自明治九年七月 至明治九年七月	五九、三〇八、九五六	一、一七三、九四〇	〇、一九
明治十年度	自明治十年七月 至明治十年七月	四八、四二八、三二四	七五一、三八二	〇、一五
明治十一年度	自明治十一年七月 至明治十一年七月	六〇、九四一、三三五	六六四、九〇八	〇、一〇
明治十二年度	自明治十二年七月 至明治十二年七月	六〇、三一七、五七八	三九八、四九八	〇、〇六
明治十三年度	自明治十三年七月 至明治十三年七月	六三、一四〇、八九六	三三七、五三三	〇、〇五

明治政府の貸附金には廣狹の二義がある。狹義の貸附金とは即ち常用部貸附金と稱するものであつて、廣義の貸附金とはこの常用部貸附金と別途會計に屬する貸附金を併せ稱するものであ

る。常用部とは現今謂ふ所の一般會計であつて、別途會計とは今日の特別會計に外ならぬ。我國の財政に於て始めて一般會計・特別會計の區別が設けられたのは明治二十二年制定の會計法に於てであるが、夫れ以前に於ても勿論通常の歳入歳出の計算以外に獨立の收支計算を立つる會計が數多く存在したのであつて、此の兩者を區別する場合には、前者を常用部と稱し後者を別途會計又は別途金と稱したのである。而して明治政府の貸附金が原則としては凡てこの常用部より支出せられ、又其の返納金が常用部へ收入せられた事は勿論であつて、この意味に於て此の常用部貸附金を本來の貸附金と稱するも差支ないであらう。然るにこの常用部貸附金以外に更に別途會計に屬する諸資金中にも其の資金運用の一方法として種々の貸附を行つたものが存した。此等のものは均しく政府の貸附金たる點に於て何等常用部貸附金と異なる所なきのみならず、後には此等の貸附金が或は常用部貸附金の中に編入せられ、或は又其の反對に常用部貸附金の返納金が別途會計中に收入せられる等、相互の間に種々錯雜したる關係を生ずるに至つたものであつて、この點からするも兩者を切離して觀察することは殆んど不可能に屬するのである。これ本稿に於て本來の貸附金以外に此等特殊の貸附金に就ても概説する所以である。尙ほ以上の諸貸附金の外に貸附金の名は無くして事實は貸附金と同一性質に屬するものがあつた。準備金中の海外荷爲替貸金や、政府が日本銀行及正金銀行設立の初期に於て此等の銀行の保護の爲に行つた政府預金等皆之れである。併し此等のものは其の性質上極めて特殊のものに屬するのみならず、財政上に於ても貸附金なる名稱を與ふることなく、全く別種の取扱に屬せしめられて居るから、此等は本稿に於

ても貸附金に包含せしめない事とする。

尙ほ本稿に於ては記述の範圍を主として明治二十二年度迄の貸附金に限定した。蓋し貸附金は現在に於ても歳計上雑收入の中に其の科目を存し、年々若干の返納を收入しつゝあるのであるが、後に述ぶるが如く貸附金は明治二十二年度に行はれたる整理を境として、其の前後によつて著しき性質的差異を生じたものであつて、其以後の貸附金は最早貸附金として特別の研究に値するものと思はれないからである。

二 貸附金の目的

明治政府が其の初期に於て極度の財政窮乏に困んだ事は周知の事實である。即ち其の成立の當初に在りては征討費の供給は云ふ迄もなく日用の諸經費の支出にも困難を感じたのであつて、「當局(會計事務局を云ひ大藏省の前身——筆者註)ノ會計ハ名バカリニテ空局同様ノ儀全ク借入金ノミノ目當ニ御座ル間局中ノ日用ヲモ辨ジ兼ハ次第ニ御座ル」と云ふ有様であつた。是に於て新政府は先づ應急の手段として明治元年正月十九日近畿諸國の豪商に金三百萬兩の調達を申付けたのを始めとして爾後度々御用金や調達金の募集を行ひ、一方又三岡八郎の建築に基いて太政官札の製造發行を行つたのであるが、而も尙財政の窮乏は一向救はれず、明治四年十二月に於ても「會計ノ目途尙ホ未ダ立定セズ焦心苦慮僅ニ以テ彌縫維持スル」の次第であつた。明治初年に於ける財政の窮乏は實に斯の如くであつた。然るに前掲の表に於て歳出總額に對する貸附金の割合は甚

- 1) 明治元年四月四日大總督府に宛てたる會計事務局判事の回答の一節(紙幣整理始末、9頁)。
- 2) 大藏省沿革志、本省第一、4頁。三井家奉公履歴、14—16頁。
- 3) 本庄博士、明治初年大阪の御用金(經濟論叢第二十八卷第一號所掲)參照。
- 4) 太政官に對する大藏省の對議の一節(大藏省沿革志、本省第五、215頁)。

だ大である。斯の如き財政の窮乏に困しめる明治政府が何故に斯の如き多額の貸附金を支出したか、又如何にして支出し得たか。之れ明治政府の貸附金を考ふるに當つて、先づ最初に起る疑問である。

今明治政府の貸附金の目的を考ふるに、大體主なるもの四を擧げる事が出来る。其の第一は災害救助又は貧民救恤の目的に出づるものであつて、これは全然徳川時代の方針を踏襲したものである。既に述べた如く徳川時代に在りても幕府又は諸藩は災害救助や貧民救恤の目的を以て金穀を貸附けた事は稀らしくないのであるが、明治政府に至つて一層其の必要の大なるものがあつた。蓋し三百年の徳川政府が倒れて新たな明治政府が之に代つたのであるから、天下の人心は尙全く徳川氏を去らず動もすれば徳川氏の治世を思ふ者無きに非ざるを以て、此際天下に徳を施して民心を收攬する事は新政府の先づ以て考へざるべからざる所であつた。加之幕末以來打續き戦亂絶えずして各地の荒廢、人心の萎靡其の極に達せるに加へて、明治元年及二年と引續いて風害水害ありて五穀稔らず窮民頗る多きに至つた。是に於て明治政府は先づ明治元年六月及七月の兩度に於て各府縣に令して災民救恤の方法を講せしめ、又翌二年七月十四日には關東奥羽地方に災民救恤の方法を令達し、更に同年十二月十七日には窮民に夫食・種籾・農具代等の貸附内規を定むる等銳意其の目的の達成に努めたのであるが、遂に明治四年の廢藩置縣の結果、同年十一月二十七日縣治事務章程と共に窮民一時救助規則を創定し、こゝに始めて災民に對する救助貸附に關する統一的根本法規の制定を見るに至つたのである。

5) 大藏省沿革志、本省第一、85、91頁。

6) 大藏省沿革志、租稅寮第二、64頁。

7) 同上、146頁。

明治政府の貸附金の第二の目的は士族の救済に在つた。明治初年に於ける最も大なる社會問題の一は士族の問題であつた。武士階級の中には既に幕末より明治に至る過渡期の政治的乃至社會的變亂に際して窮迫無頼の状態に陥つた者も少くなかつたのであるが、明治四年の廢藩置縣なる經濟的大變革の爲に從來それに依つて特權を保護せられし封建制度は覆へされ、其の數四十萬戸百八十萬人に達する武士階級は茲に一舉にして其の地位を失つて全く無職の遊民となるに至つた。而して彼等が従前の土地俸祿に代へて受取つた金祿公債は、元より從來の家祿の數年分に相當する程の額に過ぎず、又これすらも彼等が新に身を投じた貨幣經濟の大波の中で多くのものは失はれてしまつた。斯くしてかゝる無職又は無産の士族に定職を與ふる事は、士族の救済そのものとしても極めて重要な問題なりしのみならず、政治的にも反亂騷擾の危険を防止する事にもなり、同時に又經濟的には明治政府の重要政策たりし殖産興業の目的にも適ふものであつた。斯くて明治政府は士族授産の問題に就いてはあらゆる努力を拂ふ事を措まなかつたのである。殊に明治十年の西南役は斯かる不平士族の反亂の最大なるものと見る事が出来るのであつて、従つて此の戦役以後に於て士族授産問題は一層重要な問題となつたのである。明治政府の採用した士族授産の方法には種々ある。其の最も主なるものは各地荒蕪地の開墾又は灌漑事業であるが、其の他國立銀行や日本鐵道其他の會社の設立を奨励補助し、或は又養蠶・製糸・織物製造・金貨等其の他種々の小商工業を営ましむる等、各地の士族の状況に應じて種々雜多の方式を講じたのである。而して斯の如き士族の就産に必要な資本金として政府は年々士族に對して貸附を行つたの

8) 本庄博士、近世封建社會の研究、204頁以下。關口泰、明治十六年頃の士族の状況(新舊時代第三年第二册所掲)。

である。

明治政府の貸附金の第三の目的は殖産興業に在つた。明治政府が其の成立と同時に採用した經濟政策は徹底的なる保護干渉に依る殖産興業政策であつた。而して斯かる殖産興業政策は専ら富國強兵と云ふことを目標とした。蓋し數百年間に亘る鎖國に依り封建制度の下に眠つてゐた我國は、開港通商の結果俄に歐米諸國の資本主義と接觸することになり、而して此等諸外國の經濟的壓迫に對抗する爲には、明治政府は何よりも先づ所謂富國強兵なることを其の目標とするの必要を痛感したのであるが、而もこの外國資本主義に對抗して富國強兵の礎を築く爲には、矢張り此等外國の資本主義的諸制度を摸倣移植するより外はなかつたのである。斯くて明治政府は自ら率先して外國資本主義の移植を計るべく極端なる保護干渉の下に所謂殖産興業政策を採用したのである。而して此の殖産興業政策の採用は又對内的にも其の必要があつた。蓋し幕末より引續いての反亂と明治初年に於ける各地の凶荒との爲に、當時の我國の状態は一般に極度の沈衰に陥り、飢餓の民失業の徒は莫大の數に上つた。之に加ふるに前述の如く經濟組織の變革に依りて新に士族なる徒食の階級を生じた。此等の者の救済の爲にも殖産興業策は必要とせられたのである。明治政府の殖産興業策は各種の方面に亘り、其の主なるものとして模範工場の官營、爲替會社・通商會社を始め銀行會社の設立に對する保護奨励、鐵道の敷設、海運業の保護奨励等を擧げる事が出来るが、民間の産業資本に對する政府の資金貸與は、此等の諸方策と相並んで最も重要な殖産興業策であつたのである。

政府の貸附金の目的として第四に擧ぐべきは太政官札の流通促進である。太政官札發行の事情に關しては諸書に詳であるから此處には述べないが、其の發行の目的が政府の財政窮乏を救ふに在りし事は之れ又周知の事實である。太政官札の發行に先つて明治元年閏四月十九日の布告には「皇政更始之折柄富國之基礎被爲建度……世上一同之困窮ヲ救助被遊度思召」を以て太政官札を發行すると稱してゐるが、實際に於ては太政官札の發行總額四千八百萬兩の過半は戦費其の他諸般の經費に使用せられ、富國の基礎を立て世上の困窮を救ふ爲に貸附金として使用せられたのは約二千三百萬兩に過ぎなかつた事は、太政官札發行の眞の目的が奈邊に在りしやを示すものであるが、而も斯かる貸附金として使用せられたものの中、約一千三百萬兩は太政官札の流通を計る爲に各藩の石高に割宛て、無理に押し付けたものであり、又其の他の約一千萬兩も商法司・通商司及諸縣の農商業者に勸業資金として貸附けたものであつて、表面上は専ら勸業の爲の目的であるが、裏面に於ては石高貸附と同じく太政官札の流通を促進するの目的をも多分に含めるものなる事は疑のない所である。明治初年の極度の財政窮乏の中に在つて新政府が巨額の貸附金を行ふ事が出来たのは、此の太政官札の製造發行がありし爲であるが、それと同時に又巨額の貸附金を行ふ事を必要とした理由も右の如き太政官札の流通を計る點に存したのである。この意味に於て明治政府の貸附金の目的の一は政府自身の財政窮乏を救ふに在つたとも云ひ得るわけである。たゞ太政官札貸附の目的の眞意が右の如くであつたとしても、其の表面上の理由が石高貸附にせよ勸業貸附にせよ、共に産業奨励の爲めと稱せられた事は、當時殖産興業を最高の目標と爲せし明

9) 明治財政史、第十二卷、8頁以下。山利公正傳、157頁、227頁。

10) 歳入歳出決算報告書に據れば太政官札の發行せられた明治元年及二年（歳計の第一期及第二期）に於ける臨時貸出金（石高貸及勸業貸）の合計は22,664,459圓である。

治政府としては、極めて當然の事ではあるが又興味のある點である。而して事實産業獎勵は單に表面上の理由のみに止らずして政府の太政官札貸附を行ふ目的の一半を成してゐたものであつて、要するに政府は太政官札の貸附に依りて太政官札の流通を計ると同時に殖産興業の目的をも果さんとする一石二鳥の方策を探りしものに外ならぬのである。

明治政府の貸附金の主なる目的は以上の如くである。併しこゝに注意を要することは、以上四種の目的の中、士族救済にせよ窮民救助にせよ或は太政官札の流通にせよ、此等の諸目的が多くの場合殖産興業的の目的に結び付けられてゐた事である。即ち太政官札の貸附と殖産興業政策との關係は前述の如くであるが、此の外士族救済の爲に金錢の貸附を行ふ場合に於ても同時にそれが殖産興業の目的を達成する様に使用せられ、又窮民救助の目的の爲に貸附を爲す場合に在りても、多くの場合にそれが單なる賑恤に終らずして窮民に何等かの産業を得しめん事を貸附の方針とした。換言すれば以上の貸附金の諸目的に共通して認められる貸附の方針は、一の貸附が此等の何れかの目的を達すると同時に、他方殖産興業的效果を齎すべき事を期待せる點に在る。此の事たる貸附金の性質上或は當然の事とも云ひ得られるかも知れぬが、又以て明治初年に於ける政府の強烈なる富國強兵主義を窺ふ事を得るであらう。